平成２４年（フ）第２３号
福岡県柳川市三橋町江曲104番地６　江曲団地３棟17号
債務者　黒木　竜也
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
北海道小樽市銭函１丁目32番37号、前住所北海道小樽市銭函２丁目11番402号　ジュネス銭函
債務者　菊地　　勉
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２４年（フ）第１１号
北海道虻田郡倶知安町南３条東４丁目１番地20パレス羊蹄Ⅱ101号室
債務者　片岡　ルミ（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２４年（フ）第３８号
青森県弘前市大字城東北３丁目６番地13　川村荘３号
債務者　太田　義仁
1　決定年月日時　平成24年４月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２５号
群馬県みどり市大間々町大間々487番地10
債務者　佐藤　　豊
1　決定年月日時　平成24年４月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第９１号
石川県かほく市長柄町ヨ187番地１
債務者　坂下　洋子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９３号
石川県白山市鶴来日詰町カ102番地１、従前の住所石川県白山市鶴来日詰町カ136番地
債務者　辻嵐　　充
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第９４号
石川県かほく市高松ツ11番地
債務者　長柄紀美江
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１６６号
栃木県那須烏山市田野倉208番地１
債務者　中山　勝彦
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月18日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第１８３号
栃木県那須塩原市西三島６丁目149番地２
債務者　鏑木　清隆
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月11日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第４１２８号
東京都東大和市清原３丁目１　19―508
債務者　澤田　淳一
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１４２号
神奈川県相模原市南区大野台５丁目４―11―201
債務者　朝倉　　剛
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１４４号
東京都練馬区光が丘７丁目７－１―811
債務者　大和　芳江
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１７５号
東京都調布市深大寺北町３丁目21―２―202
債務者　中島　亜紀
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１７７号
神奈川県横浜市港北区大倉山２丁目15―12―203
債務者　有坂　敬子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１７８号
東京都江戸川区船堀１丁目１－２―1418
債務者　中野　大和
1　決定年月日時　平成24年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４１８１号
東京都江戸川区南葛西４丁目―21―７―403
債務者　青木　千代
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月５日午後２時
東京地方裁判所民事第20部